

1 違反の概要

(1) 対象商品

自社店舗、ウェブサイト及び事業者を通じて販売する9商品（別表）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

別表「表示媒体」欄記載の媒体

(i) 表示期間

別表「表示期間」欄記載の期間

(v) 表示内容（詳細は別表及び別添写し）

例えば、「カットわかめ」と称する商品について、少なくとも平成30年5月17日から平成30年9月17日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「瀬戸内海産だから、新鮮、安心、キレイ、美味しい。」、また、少なくとも平成27年1月1日から平成30年9月6日までの間、商品ラベルに「岡山・日生港」、「原材料名わかめ（瀬戸内海産）」と記載することにより、あたかも、「カットわかめ」と称する商品の水産物の原材料は、瀬戸内海産のものであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

商品の水産物の原材料は、外国産のものであった。

2 命令の概要

- (1) 表示が景品表示法に違反するものであることを一般消費者に周知徹底すること。
- (2) 再発防止策を講じて、役員及び従業員に周知徹底すること。
- (3) 今後、同様の表示を行わないこと。
- (4) 上記(1)の周知徹底と(2)の措置について、速やかに文書で報告すること。